

平成21年度長崎県食品ウォッチャー活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成21年度の報告による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内 204名（女性：192名、男性：12名） H21年5月1日委嘱時

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリングを行い、問題があった場合に情報提供。

モニタリングの結果について定期的に報告（年3回）。

県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加。

3 活動結果

食品表示状況等に関する情報提供内容

情報提供件数79件（平成21年5月～平成22年3月）

食品分類						情報区分					結果	
食肉・卵	水産物	野菜 米・果	加工品	その他	合計	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	調査不要
4	7	11	56	1	79	69	0	1	1	8	65	14

関係法による分類				
食品衛生法	JAS法	景品表示法	その他	合計
27	45	2	5	79

定期報告の概要

調査期間	5月～3月10日
調査店舗数	延べ36,860店舗
調査品目と点数	延べ196,084点（生鮮食品119,380・加工食品76,704）

4 主な情報提供と対応内容

総数 79件

疑問点	対応・処理内容
消費期限切れの商品が販売されていた。	調査の結果、同じ商品は販売されていなかったが、他の商品で消費期限切れを販売しているものが確認された。すぐに店頭から撤去させ、今後は消費期限切れの商品を販売しないようチェック体制を徹底するよう指導した。
刺身の盛り合わせに生食用である旨の表示がなかった。	調査当日も、刺身の盛り合わせに生食用の表示がないものが確認された。パックされた刺身には生食用の表示が必要であるため、適正に表示するよう指導した。
生しいたけに栽培方法の記載がなかった。	調査当日は、生しいたけの販売がされていなかったが、店に確認したところ、生しいたけに栽培方法の記載が必要なことを知らなかったため、ラベル等の改善を行い、適正な表示をするよう指導した。
弁当に製造日の記載がなかった。消費期限のみ記載があった。	消費期限または賞味期限は表示義務があるが、製造日表示は任意表示であるため、記載義務がないため問題なし。
表示はされてあるが、もともとの表示をマジックで上書きしてあった。このような表示は不安を感じる。	表示内容は不備がなかったが、表示内容をこのような形で修正するのは、疑念をいだかれたり、消費者に不安を与えかねないため好ましくない。表示責任者は、打ち間違えたラベルを安易に修正してしまったとのことであったが、今後はこのような行為をしないよう注意喚起を行った。
一括表示の保存方法に「要冷蔵 10 以下」と記載された加工食品が常温で販売されていた。	調査に入った結果、報告どおりの状態で販売されているのを確認した。販売店に対し、製造者が定めた保存基準を守って販売を行うよう指導した。
賞味期限が「枠外記載」となっているが、どこにも見当たらない。	調査日当日も同じ商品が販売されていたが、枠外にシールで賞味期限の記載がされていた。報告があった商品は、販売時に賞味期限シールが剥がれてしまったものと思われるため、販売店に対して、シールが剥がれないようきちんと管理をするよう指導した。
プライ斯拉ベルを見て、生鮮の牛肉と思って購入したら、味つきの牛肉だった。内容量の表示もない。	調査の結果、ラベルは貼り間違いをしたとのことであった。チェックの徹底を指導するとともに、名称・原材料名・内容量・期限・保存方法・加工者住所等を記載するよう指導し、修正後のラベルも確認した。